



平成19年7月25日

各 位

会 社 名 ミヤチテクノス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田 尻 康  
(コード番号 6885 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 古 越 周  
管 理 本 部 長  
(TEL. 03-5246-6700)

ストックオプション（新株予約権）の割当および払込金額等の決定に関するお知らせ

当社は、平成19年7月25日開催の取締役会において、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第239条に基づき、平成18年9月27日開催の当社株主総会の委任を受け、会社法第238条第2項に従って、当社の従業員に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 新株予約権の名称 ミヤチテクノス株式会社第8回新株予約権証券
2. 新株予約権の総数 562個  
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
(イ) 56,200株  
(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1株当たりの払込み金額（行使価額） 2,109円  
新株予約権1個当たり 210,900円
5. 新株予約権の目的である株式の数および行使価額の調整  
新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合、次の算式により、上記4.に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使および公正発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払い込み金額}}{\text{新規発行前の株価}}$$

既発行株式数+新規発行による増加株式数

また、新株予約権発行後に当社が株式分割または併合を行う場合、行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。上記のほか、割当日後行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で適切に調整する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成21年 7月 26日から平成26年 7月25日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

10. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4. で

定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7.に準じて決定する。

(ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(チ) 新株予約権の取得条項

上記9.に準じて決定する。

(リ) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

11. 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社取締役および執行役員であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役および執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社および子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

(ロ) 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

(ハ) その他新株予約権の割当てに関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。

13. 新株予約権を割り当てる日

平成19年7月25日

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社管理部（又はその時々における当該業務担当部署）

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行柏支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

16. 割当先の概要

当社の従業員90名に割り当てる。

以上